（裏面）

連絡先

勤務先 （昼間等の連絡先）	名称		所属	
			電話番号	
その他 （帰省先等の連絡先）	名称又は氏名		受験者との関係	
			電話番号	

受験資格及び添付書類一覧

区分	受験資格		提出書類
大学等	指定科目履修者	大学の卒業者又は学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められた者 (精神保健福祉士法(以下「法」という。第 7 条第 1 号)	・卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められた者であることを証明する書面 ・指定科目履修証明書又は指定科目履修見込証明書
短大等(3 年制) ＋ 実務経験(1 年以上)		短期大学等(3 年制)の卒業者で 1 年以上の実務経験を有するもの (法第 7 条第 4 号)	・卒業証明書 ・指定科目履修証明書 ・実務経験証明書又は実務経験見込証明書
短大等(2 年制) ＋ 実務経験(2 年以上)		短期大学等(2 年制)の卒業者で 2 年以上の実務経験を有するもの (法第 7 条第 7 号)	・卒業証明書 ・指定科目履修証明書 ・実務経験証明書又は実務経験見込証明書
養成施設	養成施設(短期又は一般)の卒業者 (法第 7 条第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号、第 8 号、第 9 号、第 10 号又は第 11 号)		・卒業証明書又は卒業見込証明書

備考　1　該当する□は、レと記入すること。
2　整理番号欄には、記入しないこと。
3　指定試験機関に申し込む場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙を貼らないこと。
4　この受験申込書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときには、必ず HB の鉛筆を使用すること。
また、文字等の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないように完全に消すこと。
5　学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められた者は、卒業年月に代えて、学校教育法第 102 条第 2 項の規定による大学院への入学年月を記載すること。
6　過去の精神保健福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者(実務経験見込証明書、卒業見込証明書、指定科目履修見込証明書の提出より当該受験票の交付を受けた者であって、実務経験証明書、卒業証明書、指定科目履修証明書を提出していないもの及び法附則第 2 条(5 年以上の実務経験者で、厚生労働大臣の指定する講習会を修了したもの)の規定により受験票の交付を受けたものを除く。)については、当該受験票の提出をもって実務経験証明書、卒業証明書、指定科目履修証明書の提出に代えることができる。
7　実務経験証明書にあっては、勤務先の長が、卒業証明書及び指定科目履修証明書にあっては、学校等の長が、発行したものであること。
8　実務経験見込証明書を提出をもって申し込む者は、実務経験後、遅滞なく、実務経験証明書を提出すること。
9　卒業見込証明書又は指定科目履修見込証明書の提出をもって申し込む者は、卒業後、遅滞なく、卒業証明書又は指定科目履修証明書を提出すること。
10　社会福祉士であって、試験科目の免除を申請する者は、社会福祉士登録証の写しを提出すること。
11　氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
12　用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。